

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の有形民俗文化財を秋田県指定有形民俗文化財に指定する。

平成29年3月24日

秋田県教育委員会委員長 米 田 進

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
山谷番楽面	15面	秋田市太平山谷字野田	個人
美郷町のわら細工及び製作用具	421点	仙北郡美郷町畑屋字高野5番地1	美郷町